

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年2月5日（平成30年（行情）諮問第62号）

答申日：令和元年7月29日（令和元年度（行情）答申第140号）

事件名：「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律』（以下「支援法」という。）に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1に掲げる271文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月1日付け防官文第13955号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ ファイル数の特定に誤りがあるものと思われる。

本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。

キ 文書の特定が不十分である。

特定された電磁的記録271ファイルがそれぞれの文書を構成しているのか（言い換えると特定文書が何ファイルで構成されているのか）、また各文書の枚数を開示決定通知書は明らかにしていないので、希望する文書の複写の交付を申請することができない。

（2）意見書

対象文書の電磁的記録形式の特定とその教示が行われなければならない。

ア 「詳解 情報公開法」（総務省行政管理局）（別紙1（省略。以下同じ。））は、情報公開法施行令9条の解説において、「情報公開法施行令9条3項3号でいう『行政機関がその保有するプログラムにより行うことができるもの』とは、行政機関が保有している既存のプログラムにより出力（プリントアウト又はデータコピー）する

ことができる方法に限る趣旨である。」との解釈を示している。

イ 上記アの国の解釈に従えば、情報公開法施行令 9 条 3 項 3 号ホによる複製の交付は、「データコピー」でなければならない。

ウ また国の統一指針である「情報公開事務処理の手引き」（平成 18 年 3 月総務省行政管理局情報公開推進室）（別紙 2）は、電磁的記録の開示実施に当たっては以下のとおり定めている。

（ア）行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。（表紙から 22 枚目。本文書にはページ数が明記されていないので、以下同様に表記。）

（イ）開示の実施においては、行政文書をありのまま開示することとしており（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録についても、データの圧縮やフォーマットの変換を行う必要はない。（23 枚目）

（ウ）電磁的記録を記録媒体に複製して交付する場合等における開示実施手数料の額の積算は、電磁的記録を構成する「ファイル」の数を単位として行うこととなる。「ファイル」とは、ワードや一太郎などの文書作成ソフトにより作成した文書やエクセルなどの表計算ソフトにより作成したデータなどのファイル単位を指すものである。（24 枚目）

エ 上記ウ（ア）ないし（ウ）の解説から、「データコピー」とは、ワード、一太郎、エクセルといった記録形式で既に保有している電磁的記録を、その記録形式を変換することなく複製の交付を行うことと解される。

オ また防衛省における情報公開事務手續の手引である「情報公開事務手續の手引」（平成 13 年 4 月（平成 14 年 8 月改訂）長官官房文書課情報公開室）も、「開示の実施においては、行政文書をありのまま開示する（中略）加工はしない。（中略）電磁的記録を複製したものを交付する際にも、特定のプログラムを利用してデータを圧縮することはしない。」（85 頁）と定めている。

カ ただし電磁的記録形式によっては開示請求者がその電磁的記録を開くことができない場合が起こり得るので、複製の交付に先立ち電磁的記録形式が特定・明示される必要がある。この点については、上記ウ（ア）で示した「開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である。」との記載が、まさにこの趣旨であると思わ

れる。

キ また諮問庁が文書作成ソフト等で作成された文書を不開示箇所がないにも関わらず、PDFファイル形式にて審査請求人に交付したのであれば、情報公開法施行令9条で定める「データコピー」を行ったことにならないし、「加工はしない」とする国及び防衛省の手引きに反する行為である。

ク 本件開示決定に当たり諮問庁が電磁的記録形式の特定とその教示を行わなかったこと、保有する電磁的記録に「加工」を加えたことは、違法ないし不当な行為といえる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求は内閣官房国家安全保障局（以下「NSS」という。）より移送を受けた。

本件開示請求については、平成27年7月30日付け（同月31日付け受理）で内閣官房国家安全保障局長宛てに開示請求があり、まず、NSSにて法11条を適用し、平成28年8月1日まで開示決定等の期限を延長し、平成27年9月25日付け閣安保第500号により、開示請求に係る相当の部分につき、法9条1項の規定に基づき開示決定処分を行った。

上記、開示決定処分後、NSSより法12条1項の規定に基づき、平成28年5月24日付け閣安保第326号により処分庁宛てに開示請求が移送され、平成28年8月1日付け防官文第13955号により、本件対象文書について法5条6号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由については、別紙2のとおりである。

なお、不開示とした部分のうち、職員の自宅等の電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした理由に追加する。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式又はPDFファイル形式とは異なるいわゆるプレゼンテーションソフト若しくは文書作成ソフト若しくはは

表計算ソフトにより作成された文書であり、いずれかの形式の電磁的記録を特定している。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しない。
- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われているため、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、複写の交付が本件対象文書の全てを複写しているか確認を求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。
- (4) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別紙2のとおり同条6号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 審査請求人は、「本件対象文書が本来の電磁的記録形式でのファイル数は、開示決定通知書で特定された数より少ない可能性があるため、改めて特定すべきである。」と主張し、改めて特定するよう求めるが、ファイル数の特定に誤りはない。
- (6) 審査請求人は、「特定された電磁的記録271ファイルがそれぞれのどの文書を構成しているのか、また各文書の枚数を開示決定通知書は明らかにしていないので、希望する文書の複写の交付を申請できない。」として、文書の特定が不十分であると主張するが、特定した電磁的記録のファイル数又は枚数を明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分を行ったものである。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を

維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月23日 審議
- ⑤ 令和元年7月8日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙1に掲げる271文書である。

審査請求人は、原処分 of 取消し及び本件対象文書のPDF形式以外の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条6号に該当するとして不開示とした原処分について、同条1号の不開示理由を追加した上で原処分を妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書は、「支援法に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。」である。

なお、本件開示請求書中の「前回開示請求」とは、平成27年6月30日付けで内閣官房内閣総務官室が受理した「『支援法』に関して、その業務のために行政文書ファイル等につづられた文書の全て（前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て）。*『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との別件開示請求であると解し、本件開示請求においては、同別件開示請求が受理された翌日である同年7月1日以降に作成又は取得した行政文書を特定した。

イ 支援法は、いわゆる平和安全法制関連2法の一つであり、内閣官房、内閣府、外務省及び防衛省等が協力して法案の策定作業を行った。

ウ 本件対象文書のうち、文書1、文書8ないし文書11、文書46、文書68ないし文書70、文書72ないし文書78、文書80ないし文書84、文書87ないし文書89及び文書91ないし文書266に

については、いわゆるプレゼンテーションソフト、文書作成ソフト又は表計算ソフトによるデータを保有しており、本件請求文書に該当する文書としてこれらを特定している。

エ 文書2、文書3、文書6、文書7、文書12ないし文書44、文書47ないし文書53、文書55ないし文書59、文書61ないし文書67及び文書79については、紙媒体をスキャナで読み取ったPDF形式の電磁的記録であり、それ以外の電磁的記録は保有していない。

オ 文書4、文書71、文書86、文書90、文書267、文書268、文書270及び文書271については、内閣官房又は外務省から入手したPDF形式の電磁的記録を特定したものであり、それ以外に電磁的記録は保有していない。

カ 文書5、文書45、文書54、文書60及び文書269については、その原稿を防衛省の担当者がPDF形式以外の電磁的記録として作成したが、作成後に改ざん防止の観点からPDF形式の電磁的記録で保存することとし、原稿であるPDF形式以外の電磁的記録については廃棄した。

キ 文書85については、インターネットから取得したPDF形式の電磁的記録であり、それ以外に電磁的記録は保有していない。

- (2) 文書2ないし文書7、文書12ないし文書45、文書47ないし文書67、文書71、文書79、文書85、文書86、文書90及び文書267ないし文書271の電磁的記録の入手経緯に係る上記(1)エないしキの諮問庁の説明を踏まえると、これらの文書について、PDF形式の電磁的記録以外の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)エないしキの説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書以外の電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

3 不開示情報該当性について

別紙2に掲げる不開示部分には、政府関係者の自宅の電話番号、国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号が記載されている。

(1) 個人に関する情報について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、政府関係者の自宅の電話番号については、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 国の機関の非公表の電話番号等について

別紙2に掲げる不開示部分のうち、国の機関の非公表の電話番号及び政府関係者の公用の携帯電話番号については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

(1) 本件開示請求書には、「前回開示請求で特定された後につづられた文書の全て」との文言が記載されており、本件開示請求者は、過去に自身が開示を受けた文書については本件開示対象から除外することを希望する趣旨であったものと認められる。

このような場合には、開示請求者に当該開示請求の趣旨を確認した上で、「前回開示請求」といった文言ではなく、過去の開示決定の文書番号等を明示させるなど、請求文言の補正を求めるのが相当である。

本件においては、内閣官房国家安全保障局長が先行開示決定を行った後に移送を受けた処分庁が、かかる補正を行うことは困難であったと認められるが、今後、開示請求を受けた行政機関においては、上記を踏まえ、情報公開制度に関する事務処理の適正化を図ることが望まれる。

(2) 本件は、審査請求から諮問までに約1年5か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいいい難く、審査請求の趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条1号及び6号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 佐藤郁美, 委員 中川丈久

- 別紙 1
- 文書 1 「イラク特措法に基づく自衛隊の活動の詳細」に関する回答
- 文書 2 イラク復興支援活動行動史
- 文書 3 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成15～18年度）
- 文書 4 参議院議員福島みずほ君提出戦争法案における集団的自衛権等に関する質問主意書
- 文書 5 航空自衛隊小牧基地の 国際緊急援助隊・国際平和維持活動派遣実績
- 文書 6 イラク復興支援活動行動史 第1編
- 文書 7 イラク復興支援活動行動史 第2編
- 文書 8 イラク特措法に基づく自衛隊の活動の詳細，特に航空自衛隊の安全確保支援活動の詳細
- 文書 9 「イラク特措法に基づく自衛隊の活動の詳細」に関する回答
- 文書 10 イラク特措法に基づく自衛隊の活動の詳細，特に航空自衛隊の安全確保支援活動の詳細
- 文書 11 「イラク特措法に基づく自衛隊の活動の詳細」に関する回答
- 文書 12 イラク人道復興支援活動に係る教訓等について
- 文書 13 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成15年度）
- 文書 14 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成16年度）
- 文書 15 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成17年度）
- 文書 16 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成18年度）
- 文書 17 イラク復興支援活動行動史 第1編
- 文書 18 イラク復興支援活動行動史 第2編
- 文書 19 イラク人道復興支援活動に係る教訓等について
- 文書 20 イラク復興支援活動行動史 第1編
- 文書 21 イラク復興支援活動行動史 第2編
- 文書 22 イラク復興支援活動行動史 第1編
- 文書 23 イラク復興支援活動行動史 第2編
- 文書 24 イラク人道復興支援活動に係る教訓等について
- 文書 25 イラク復興支援活動行動史 第1編
- 文書 26 イラク復興支援活動行動史 第2編
- 文書 27 イラク人道復興支援活動に係る教訓等について
- 文書 28 イラク復興支援活動行動史 第1編
- 文書 29 イラク復興支援活動行動史 第2編
- 文書 30 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成15年度）
- 文書 31 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成16年度）
- 文書 32 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成17年度）
- 文書 33 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成18年度）

- 文書 3 4 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成 1 5 年度）
- 文書 3 5 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成 1 6 年度）
- 文書 3 6 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成 1 7 年度）
- 文書 3 7 イラク復興支援派遣輸送航空隊史（平成 1 8 年度）
- 文書 3 8 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 3 9 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 4 0 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 4 1 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 4 2 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法に基づく対応措置の結果
- 文書 4 3 旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果
- 文書 4 4 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果
- 文書 4 5 インド洋における補給支援活動の実績（テロ対策特措法・補給支援特措法）
- 文書 4 6 旧テロ特措法の期限切れの影響に関する国会答弁
- 文書 4 7 旧平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果
- 文書 4 8 テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動の結果
- 文書 4 9 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 5 0 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 5 1 イラク人道復興支援活動に係る教訓等について
- 文書 5 2 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 5 3 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 5 4 「イラク復興支援派遣輸送航空隊史」の平成 1 9 年度及び 2 0 年度のもものが作成されなかった理由
- 文書 5 5 隊員必携（第 6 版）
- 文書 5 6 イラク復興支援活動行動史 第 1 編
- 文書 5 7 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 5 8 イラク復興支援活動行動史 第 1 編

- 文書 5 9 イラク復興支援活動行動史 第 2 編
- 文書 6 0 航空自衛隊の部隊史に関する達
- 文書 6 1 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 1 次要員の成果について
- 文書 6 2 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 2 期要員の成果について
- 文書 6 3 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 3 期要員の成果について
- 文書 6 4 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 1 0 期要員の成果について
- 文書 6 5 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 1 1 期要員成果報告
- 文書 6 6 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 1 2 期要員の成果について
- 文書 6 7 イラク復興支援派遣輸送航空隊第 1 3 期要員の成果について
- 文書 6 8 改正後の周辺事態法，米軍行動関連措置法，自衛隊法及び P K O 法並びに今般新たに整備する国際平和支援法に基づき提供することが想定される「弾薬」とはどのようなものか。
- 文書 6 9 P K O 法の関連規定
- 文書 7 0 支援メニューの一覧
- 文書 7 1 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に対する質問事項（統合）
- 文書 7 2 想定問 国際平和支援法が一般法として制定されると，これまでの特措法に比べ，準備や訓練等でどういった具体的なメリットがあるのか。
- 文書 7 3 想定問 後方支援について，「現に戦闘が行われている現場」以外で活動を実施し，安全なところでやると政府は説明しているが，やはり安全なところだけで活動を実施することにはならず，他国の武力の行使に巻き込まれるのではないか。
- 文書 7 4 想定問 今般の法制整備において，「非戦闘地域」といった枠組みを設定していない理由如何。
- 文書 7 5 想定問 「非戦闘地域」と新たな法制における実施区域とはなにが違うのか。安全性は同じという以外で，どのような違いがあるのか。
- 文書 7 6 想定問 平和安全法制によって自衛隊員へのリスクは増えることになるのではないか。
- 文書 7 7 想定問 後方支援において非戦闘地域概念をやめることで，戦闘現場に近づき隊員のリスクが増えることは明白ではないか。
- 文書 7 8 想定問 今回の法整備において，後方支援として，協力支援活動で補給や輸送をできるようにするのはなぜか。（議員は，「自衛官は国益があるからこそリスクを伴う任務を遂行するのであり，そのような問題意識から新しい任務をできるようにする理由を確認したい」と言っていた。）
- 文書 7 9 第二類第十号 我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第四号 平成二十七年五月二十八日

文書 8 0 想定問 野党からは、米国のアフガニスタンでの死傷者やIED（即席爆弾）の例を出して、法制の下で自衛隊が行う活動が非常に危険であるかのような決めつけがなされていたが、見解如何。

文書 8 1 想定問 他国軍隊に対する「後方支援」が武力の行使ではないというのは国際的には通用しないのではないか。

文書 8 2 想定問 1 陸自教範「兵站」に、兵站部隊は「できるかぎり前方で配置する」などと記述されており、後方支援が武力行使と一体不可分の軍事行動であることが明らかであるが見解如何。

文書 8 3 想定問 後方支援について、政府は「非戦闘地域」という概念を廃止する根拠として、イラク特措法に基づく活動で固定的に実施区域が指定されていたことを挙げているが、「非戦闘地域」の概念を廃止する理由としては不十分ではないか。機動的に実施区域を指定できることにしてしまえば、結果として自衛隊のリスクは高まるのではないか。

文書 8 4 支援メニューの一覧

文書 8 5 維新の党独自案

文書 8 6 今回の法整備で可能となる事項等

文書 8 7 平和安全法制の整備について

文書 8 8 平和安全法制の全体像（イメージ）

文書 8 9 国会審議の主要論点について

文書 9 0 資料要求①②

文書 9 1 資料要求

文書 9 2 H 2 7 . 7 . 1 0 衆・平和安全特委 穀田 恵二 君 大臣 問
1

文書 9 3 H 2 7 . 7 . 1 0 衆・平和安全特委 穀田 恵二 君 大臣 問
3

文書 9 4 H 2 7 . 7 . 1 0 衆・平和安全特委 穀田 恵二 君 大臣 問
5

文書 9 5 H 2 7 . 7 . 1 0 衆・平和安全特委 穀田 恵二 君 大臣 問
6 (1)

文書 9 6 H 2 7 . 7 . 1 0 衆・平和安全特委 穀田 恵二 君 大臣 問
6 (2)

文書 9 7 H 2 7 . 7 . 1 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問
1 (1)

文書 9 8 H 2 7 . 7 . 1 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問
1 (2)

文書 9 9 H 2 7 . 7 . 1 5 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 大臣 問
1 (3)

文書100 H27.7.15 衆・平和安全特委 赤嶺 政賢 君 総理
 想定問1(1)

文書101 H27.7.29 参・平和安全特委 水野 賢一 君 総理
 想定問3

文書102 H27.7.29 参・平和安全特委 水野 賢一 君 大臣
 想定問3

文書103 H27.7.30 参・平和安全特委 谷合 正明 君 大臣
 問6

文書104 H27.7.30 参・平和安全特委 山本 太郎 君 総理
 問1

文書105 H27.7.30 参・平和安全特委 山本 太郎 君 大臣
 問1

文書106 H27.7.30 参・平和安全特委 山本 太郎 君 総理
 問2

文書107 H27.7.30 参・平和安全特委 山本 太郎 君 大臣
 問2

文書108 H27.7.1 衆・平和安全特委 岩屋 毅 君 大臣 問3

文書109 H27.7.1 衆・平和安全特委 寺田 学 君 大臣 想定
 問14

文書110 H27.7.1 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣 想
 定問11

文書111 H27.7.1 衆・平和安全特委 本村 伸子 君 大臣 問
 (1)

文書112 H27.7.1 衆・平和安全特委 本村 伸子 君 大臣 問
 (2)

文書113 H27.7.1 衆・平和安全特委 濱地 雅一 君 大臣 問
 4

文書114 H27.7.1 衆・平和安全特委 濱地 雅一 君 大臣 問
 5

文書115 H27.7.1 衆・平和安全特委 濱地 雅一 君 大臣 問
 6

文書116 H27.7.1 衆・平和安全特委 濱地 雅一 君 大臣 問
 7

文書117 H27.7.3 衆・平和安全特委 木原 誠二 君 総理 問
 三

文書118 H27.7.3 衆・平和安全特委 木原 誠二 君 大臣 問
 5

文書119 H27.7.8 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 大臣

問3
 文書120 H27.7.8 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 大臣
 問4
 文書121 H27.7.8 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 大臣
 問6
 文書122 H27.7.8 衆・平和安全特委 緒方 林太郎 君 大臣
 問7
 文書123 H27.7.8 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣 想
 定問4
 文書124 H27.7.8 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣 想
 定問5(1)
 文書125 H27.7.8 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣 想
 定問5(2)
 文書126 H27.7.8 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣 想
 定問6
 文書127 H27.7.8 衆・平和安全特委 辻元 清美 君 大臣 想
 定問16
 文書128 H27.7.8 衆・平和安全特委 寺田 学 君 大臣 想定
 問10
 文書129 H27.7.10 衆・平和安全特委 小熊 慎二 君 大臣
 想定問3
 文書130 H27.7.10 衆・平和安全特委 上田 勇 君 大臣 問
 3
 文書131 H27.7.10 衆・平和安全特委 岡田 克也 君 総理
 問四
 文書132 H27.7.10 衆・平和安全特委 穀田 恵二 君 大臣
 問4
 文書133 H27.7.10 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 総理
 想定問三
 文書134 H27.7.10 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣
 問2(1)
 文書135 H27.7.10 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣
 問2(2)
 文書136 H27.7.10 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣
 問2(3)
 文書137 H27.7.10 衆・平和安全特委 細野 豪志 君 大臣
 問3
 文書138 H27.7.10 衆・平和安全特委 小熊 慎司 君 総理

	想定問五												
文書139	H27.7.10	衆・平和安全特委	小熊 慎司 君	總理									
	想定問六												
文書140	H27.7.10	衆・平和安全特委	小熊 慎司 君	總理									
	想定問七												
文書141	H27.7.10	衆・平和安全特委	小熊 慎司 君	大臣									
	想定問4												
文書142	H27.7.10	衆・平和安全特委	小熊 慎司 君	大臣									
	想定問5												
文書143	H27.7.10	衆・平和安全特委	松浪 健太 君	總理									
	問三												
文書144	H27.7.10	衆・平和安全特委	松浪 健太 君	總理									
	問四												
文書145	H27.7.10	衆・平和安全特委	松浪 健太 君	大臣									
	問3												
文書146	H27.7.10	衆・平和安全特委	松浪 健太 君	大臣									
	問4												
文書147	H27.7.10	衆・平和安全特委	上田 勇 君	總理	問								
	三												
文書148	H27.7.10	衆・平和安全特委	辻元 清美 君	大臣									
	想定問8												
文書149	H27.7.10	衆・平和安全特委	辻元 清美 君	大臣									
	想定問9												
文書150	H27.7.10	衆・平和安全特委	辻元 清美 君	大臣									
	想定問10(1)												
文書151	H27.7.10	衆・平和安全特委	辻元 清美 君	大臣									
	想定問10(2)												
文書152	H27.7.10	衆・平和安全特委	辻元 清美 君	大臣									
	想定問11												
文書153	H27.7.10	衆・平和安全特委	辻元 清美 君	大臣									
	想定問12												
文書154	H27.7.10	衆・平和安全特委	岡田 克也 君	大臣									
	問4												
文書155	H27.7.13	衆・平和安全特委	伊佐 進一 君	大臣									
	問1												
文書156	H27.7.13	衆・平和安全特委	伊佐 進一 君	大臣									
	問2												
文書157	H27.7.13	衆・平和安全特委	伊佐 進一 君	大臣									

問3

文書158	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問11(1)			
文書159	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問11(2)			
文書160	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問12(1)			
文書161	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問12(2)			
文書162	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問13			
文書163	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問14			
文書164	H27.7.13	衆・平和安全特委	横路 孝弘 君 大臣
想定問15			
文書165	H27.7.13	衆・平和安全特委	緒方 林太郎 君 大臣
想定問3			
文書166	H27.7.13	衆・平和安全特委	緒方 林太郎 君 大臣
想定問5			
文書167	H27.7.13	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君 大臣
想定問11			
文書168	H27.7.13	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君 大臣
想定問12			
文書169	H27.7.13	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君 大臣
想問16			
文書170	H27.7.13	衆・平和安全特委	後藤 祐一 君 大臣
追加想定問			
文書171	H27.7.15	衆・平和安全特委	赤嶺 政賢 君 総理
想定問1(2)			
文書172	H27.7.15	衆・平和安全特委	赤嶺 政賢 君 総理
想定問二			
文書173	H27.7.15	衆・平和安全特委	赤嶺 政賢 君 大臣
問1(4)			
文書174	H27.7.15	衆・平和安全特委	赤嶺 政賢 君 大臣
問2			
文書175	H27.7.27	参・本会議	北澤 俊美 君 総理 問三
文書176	H27.7.27	参・平和安全特委	荒木 清寛 君 総理
問五			

文書177	H27.7.28	参・平和安全特委	愛知 治郎 君	大臣	
問9					
文書178	H27.7.28	参・平和安全特委	佐藤 正久 君	総理	
問七(二)					
文書179	H27.7.28	参・平和安全特委	佐藤 正久 君	大臣	
問20(3)					
文書180	H27.7.28	参・平和安全特委	佐藤 正久 君	大臣	
問20(4)					
文書181	H27.7.28	参・平和安全特委	佐藤 正久 君	大臣	
問26					
文書182	H27.7.28	参・平和安全特委	小川 敏夫 君	総理	
問五					
文書183	H27.7.28	参・平和安全特委	小川 敏夫 君	大臣	
問5					
文書184	H27.7.28	参・平和安全特委	福山 哲郎 君	総理	
想定問8					
文書185	H27.7.28	参・平和安全特委	福山 哲郎 君	大臣	
想定問8					
文書186	H27.7.28	参・平和安全特委	福山 哲郎 君	総理	
想定問六					
文書187	H27.7.28	参・平和安全特委	福山 哲郎 君	大臣	
想定問9					
文書188	H27.7.28	参・平和安全特委	福山 哲郎 君	大臣	
想定問10					
文書189	H27.7.29	参・平和安全特委	吉田 忠智 君	大臣	
問3(1)					
文書190	H27.7.29	参・平和安全特委	吉田 忠智 君	大臣	
問3(2)					
文書191	H27.7.29	参・平和安全特委	小池 晃 君	総理	問
2					
文書192	H27.7.29	参・平和安全特委	小池 晃 君	総理	問
四					
文書193	H27.7.29	参・平和安全特委	小池 晃 君	大臣	問
3					
文書194	H27.7.29	参・平和安全特委	小池 晃 君	大臣	問
4					
文書195	H27.7.29	参・平和安全特委	小池 晃 君	大臣	問
6					

文書196 H27.7.29 参・平和安全特委 西田 実仁 君 大臣
 問12
 文書197 H27.7.29 参・平和安全特委 西田 実仁 君 大臣
 問13
 文書198 H27.7.29 参・平和安全特委 片山 虎之助 君 総理
 問七
 文書199 H27.7.29 参・平和安全特委 片山 虎之助 君 大臣
 問8
 文書200 H27.7.29 参・平和安全特委 片山 虎之助 君 大臣
 問9
 文書201 H27.7.29 参・平和安全特委 片山 虎之助 君 大臣
 問10
 文書202 H27.7.29 参・平和安全特委 和田 政宗 君 大臣
 問14
 文書203 H27.7.30 参・平和安全特委 森 まさこ 君 総理
 問2-2
 文書204 H27.7.30 参・平和安全特委 森 まさこ 君 大臣
 問2
 文書205 H27.7.30 参・平和安全特委 山田 太郎 君 総理
 問五
 文書206 H27.7.30 参・平和安全特委 山田 太郎 君 大臣
 問5
 文書207 H27.7.30 参・平和安全特委 谷合 正明 君 総理
 問三
 文書208 H27.7.30 参・平和安全特委 谷合 正明 君 大臣
 問5
 文書209 H27.7.30 参・平和安全特委 谷合 正明 君 大臣
 問7
 文書210 H27.7.30 参・平和安全特委 谷合 正明 君 大臣
 問8
 文書211 H27.7.30 参・平和安全特委 谷合 正明 君 大臣
 問9
 文書212 H27.7.1 衆・平安特委 辻元君用想定 君 大臣 想1
 5
 文書213 H27.7.1 衆・平安特委 辻元君用想定 君 大臣 想1
 6
 文書214 H27.7.1 衆・平安特委 本村 伸子 君 政府参考人
 手持ち

文書 2 1 5	H 2 7 . 7 . 1	衆・平安特委	外相用想定問	君	外相	想	6
文書 2 1 6	H 2 7 . 7 . 3	衆・平安特委	木原 誠二	君	総理	問	2
文書 2 1 7	H 2 7 . 7 . 3	衆・平安特委	木原 誠二	君	大臣	問	3
文書 2 1 8	H 2 7 . 7 . 3	衆・平安特委	後藤 祐一	君	総理	問	6
文書 2 1 9	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	原口 一博	君	外相	問	2
文書 2 2 0	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	緒方 林太郎	君	外相	問	1
文書 2 2 1	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	緒方 林太郎	君	外相	問	2
文書 2 2 2	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	辻元 清美	君	大臣	想	2
文書 2 2 3	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	辻元 清美	君	大臣	想	3
文書 2 2 4	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	辻元 清美	君	外相	問	1
文書 2 2 5	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	辻元 清美	君	外相	問	2
文書 2 2 6	H 2 7 . 7 . 8	衆・平安特委	重徳 和彦	君	外相	問	1
文書 2 2 7	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	岡田 克也	君	総理	問	1
文書 2 2 8	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	岡田 克也	君	大臣	問	1
	(1)						
文書 2 2 9	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	岡田 克也	君	大臣	問	1
	(2)						
文書 2 3 0	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	辻元 清美	君	大臣	想	4
文書 2 3 1	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	辻元 清美	君	大臣	想	5
文書 2 3 2	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	辻元 清美	君	大臣	想	6
文書 2 3 3	H 2 7 . 7 . 1 0	衆・平安特委	辻元 清美	君	大臣	想	7
文書 2 3 4	H 2 7 . 7 . 1 3	衆・平安特委	横路 孝弘	君	外相	問	1
文書 2 3 5	H 2 7 . 7 . 1 3	衆・平安特委	横路 孝弘	君	外相	問	4
文書 2 3 6	H 2 7 . 7 . 1 3	衆・平安特委	緒方 林太郎	君	大臣	想	2
文書 2 3 7	H 2 7 . 7 . 1 3	衆・平安特委	緒方 林太郎	君	大臣	想	4
文書 2 3 8	H 2 7 . 7 . 1 3	衆・平安特委	緒方 林太郎	君	外相	問	3
文書 2 3 9	H 2 7 . 7 . 1 3	衆・平安特委	緒方 林太郎	君	外相	問	4
文書 2 4 0	H 2 7 . 7 . 1 5	衆・平安特委	江渡 聡徳	君	総理	想	1
文書 2 4 1	H 2 7 . 7 . 1 5	衆・平安特委	江渡 聡徳	君	大臣	想	1
文書 2 4 2	H 2 7 . 7 . 1 5	衆・平安特委	遠山 清彦	君	総理	想	1
文書 2 4 3	H 2 7 . 7 . 1 5	衆・平安特委	遠山 清彦	君	大臣	想	1
文書 2 4 4	H 2 7 . 7 . 1 5	衆・平安特委	民主党共通想定	君	大臣	想	9
文書 2 4 5	H 2 7 . 7 . 1 5	衆・平安特委	民主党共通想定	君	大臣		

想10

文書246	H27.7.15	衆・平安特委	赤嶺 政賢 君	外相	問1
文書247	H27.7.27	参・本会議	市田 忠義 君	総理	2
文書248	H27.7.28	参・平安特委	佐藤 正久 君	総理	問8
文書249	H27.7.28	参・平安特委	佐藤 正久 君	大臣	問2
	1				
文書250	H27.7.29	参・平安特委	西田 実仁 君	総理	問8
文書251	H27.7.29	参・平安特委	西田 実仁 君	総理	問1
	0(1)				
文書252	H27.7.29	参・平安特委	西田 実仁 君	大臣	問1
	4				
文書253	H27.7.29	参・平安特委	西田 実仁 君	大臣	問1
	6(1)				
文書254	H27.7.29	参・平安特委	西田 実仁 君	大臣	問1
	6(2)				
文書255	H27.7.29	参・平安特委	片山 虎之助 君	大臣	問
	11				
文書256	H27.7.29	参・平安特委	小池 晃 君	大臣	問2
文書257	H27.7.29	参・平安特委	松田 公太 君	総理	想4
文書258	H27.7.29	参・平安特委	松田 公太 君	大臣	想4
文書259	H27.7.29	参・平安特委	水野 賢一 君	総理	想1
文書260	H27.7.29	参・平安特委	吉田 忠智 君	大臣	問3
	(1)				
文書261	H27.7.29	参・平安特委	吉田 忠智 君	大臣	問3
	(2)				
文書262	H27.7.30	参・平安特委	森 まさこ 君	大臣	問2
文書263	H27.7.30	参・平安特委	山田 太郎 君	総理	問3
文書264	H27.7.30	参・平安特委	山田 太郎 君	大臣	問3
文書265	H27.7.30	参・平安特委	山田 太郎 君	総理	問3
文書266	「武力の行使との一体化」について				
文書267	支援活動を実施する区域に関する特措法の規定と国際平和支援法の規定の比較				
文書268	民主党部会での質問事項				
文書269	民主党部会での質問事項				
文書270	民主党部会での質問事項				
文書271	部会における質問事項（未実施部分）				

別紙 2

不開示とした部分	不開示とした理由
文書番号100, 101, 104, 106, 117, 131, 133, 138ないし140, 143, 144, 147, 171, 172, 175, 176, 178, 182, 184, 186, 191, 192, 198, 203, 205, 207, 216, 218, 227, 240, 242, 247, 248, 250, 251, 257, 259, 263及び265のそれぞれ一部	職員の電話番号に関する情報であり、公にすることにより、緊急用及び部内外との連絡用の連絡先が明らかとなり、いたずらや偽計等に使用されることにより、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部内外との連絡に支障を来すおそれがあることから、法5条6号に該当するため不開示とした。